

個人情報の適切な管理に ご協力をお願いします

令和5年4月1日から改正された個人情報保護法が適用されています。

適用に伴い、国の個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイドや指針において、個人情報の安全管理のために必要な適切な措置について示され、従前よりも厳しい安全基準が示されています。

これらを踏まえ、札幌市は個人情報取扱事務委託等の基準を全部改正し、水道局もその基準に基づいて個人情報の管理を行います。

契約にあたって大きな変更点として次の2点が挙げられますので、ご理解いただくとともに、ご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 従前、契約約款に添付されていた「個人情報取扱注意事項」が
「個人情報の取扱いに関する特記事項」に変更となります。
- ② 契約締結前に「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付した上で総務課契約係へ申請を行い、業務担当課において適切な管理がなされているかの確認を行う必要があります。

詳細については、業務担当課の担当者にご確認いただきますようお願いいたします。

水道局総務課契約係